

入札の参加にあたって

公益財団法人アンチ・ドーピング機構
管理部管理グループ調達担当

当機構の入札（一般競争入札、指名競争入札）への参加にあたって、守っていただく必要がある事項については、それぞれの案件における入札説明書及び、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構競争入札参加の心得に記載されている通りです。中でも、特に入札執行や契約書取交しを円滑に行うために守っていただきたい部分について、以下のとおりご説明いたします。今回の入札に参加される方におかれましては、お渡しする書類のほか、こちらもよくお読みください。

お渡しする入札説明書や仕様書、図面等を良くお読みになり、考えられるすべての費用を計上してください。入札が執行された後は、どのような疑義も受け付けられませんので、内容が不明な点があったら質問をお願いいたします。

見積にあたり、どの部分を含めるのか、それとも含めないのか、不明な点がある場合は、質問をお願いいたします。但し、仕様に関する質問については文書のみのお取り扱いとなりますので、ご注意ください。また、質問期限もそれぞれ定めていますので、厳守してください。

入札に参加される他の方とは、入札に関することについてはすべてにおいて相談等してはいけません。また、独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律：昭和22年法律第54号）に抵触するような行為は一切行ってはいけません。

相談等といった直接判別できる行為だけではなく、そのような疑いを持たれる一切の行為を禁止しております。当機構では、それらが判明した時点で公正取引委員会に通報いたします。事情聴取を行い、関係書類を公正取引委員会に提出することもあります。また、それらの結果、談合の事実があったと認められた段階で、当該入札は延期若しくは廃止いたします。

これは、入札執行後においても同様です。

なお、談合の事実があったと認められたことにより、入札が延期若しくは廃止となった場合、当該談合に関わった者は、その日より一定期間、当機構の入札には参加できません。

入札書や委任状は、お渡しする書式のうち、どれを使うのか良くご検討をお願いいたします。また、記入の際は、記載漏れや記載ミス等の一切ないようお願いいたします。

入札にあたり、当機構から入札書及び委任状の書式を3種お渡ししています。①代表者ご本人が入札に参加される場合、②代表者から入札について委任された者が参加される場合、③代表者から支店の代表者等に契約関係について委任されたうえで、支店の代表者等から

入札について委任された者が参加される場合、に分かれますので、それぞれに応じた書式をご使用ください。

復代理人の方が入札に参加する場合（上記③の場合）の入札書や委任状の書き方の間違いがよく見られます。復代理人の方が使用する入札書は、代表者と復代理人を記載するようになっていますが、代表者の欄に代表者ではなく代理人（この「代理人」は、支店等の代表者等を指します。）の記名をされている場合があります。

また、法人登記上の住所と現住所が違うことから、登記上存在しない住所が本社として記載されていることがあります。当機構では、あくまでも登記上の住所や氏名で本人確認をします。やむを得ない事情で登記上の住所や氏名と異なる場合には、それらを証明する書類をご持参ください。

さらに、お渡しする様式以外をお使いになる場合には、特に件名についてはお間違いのないようお願いいたします。

入札執行の時刻は厳守です。遅刻は一切許されません。

当機構の入札執行は、入札公告や入札説明書で示された時刻を厳守しております。遅刻された場合、入札執行の場所に入ることは許されません。（当機構の入札執行者が入札執行の宣言を行った後は、すべての方の入室をお断りいたします。）そのようなことがないように、入札会場へは余裕を持ってお越しください。

なお、職員がいない状態での入札執行場所への立ち入りはご遠慮ください。

当機構では、一度目の入札で落札者がいない場合は、特別な場合を除いて、再度入札を繰り返し落札者を決定します。

参加する者の印鑑（代理人欄の印鑑と同じもの。代表者自らが参加する場合には代表者の印鑑となります。）を必ずお持ちください。入札が複数回に及ぶ場合に必要となります。

落札者となった場合は、落札決定の日から7日以内（土日、祝日を含む）に契約書の取交しを行います。7日以内に取交しができなかった場合は落札の決定を取り消します。

当機構では、契約書の取交しが完了した後でなければ発注行為はいたしませんので、作業に取り掛かっていただくのは必然的に契約書取交後となります。業務に早期に取り掛かれるよう、迅速な契約書の取交しをお願いいたします。

なお、やむを得ない事情により、7日を超えてしまいそうな場合には至急ご連絡をお願いします。

特に連絡もなく7日を超えた場合は、直ちに落札の決定を取り消し、次順位の者と契約の交渉をいたします。（予定価格の範囲内の者がいない場合には再度公告入札等、適宜の方法に移行することとなります。）その際、落札の決定を取り消された者は、取り消された原因となる行為を行った日から一定期間、当機構の一般競争に参加できません。